

三木町競争入札参加心得

平成 19 年三木町要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 三木町の契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、三木町建設工事執行規則(昭和 41 年三木町規則第 1 号。以下「執行規則」という。)及び三木町物品購入等契約規則(平成 17 年三木町規則第 1 号。以下「契約規則」という。)その他の法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(一般競争入札参加の申出)

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者は、執行規則第 6 条及び契約規則第 5 条の公告において指定した期日までに、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、町長にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

第 3 条 入札参加者は、入札執行前に、その見積もる入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者には契約締結後に、落札者以外の者には入札終了後に還付する。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は三木町に帰属する。

(設計図書等の取扱等)

第 4 条 入札参加者は、この心得、閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類(以下「設計図書等」という。)を熟慮の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、指名通知又は設計図書等に定めるところにより質問することができる。
- 3 入札参加者は、指名競争入札において、閲覧に供している設計図書等の貸出しを求めることができるが、貸出しを受けた設計図書等は指定の期間内に返却しなければならない。

(入札等)

第 5 条 代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札参加者からの委任状(様式第 1 号)を持参の上、入札の前に提出しなければならない。

- 2 入札書は、執行規則第 15 条及び契約規則第 16 条に定める様式によるものとし、入札参加者が記名・押印しなければならない。
- 3 代理人が入札書を提出する場合にあっては、委任状を併記の上、代理人は氏名を記載するとともに押印しなければならない。

- 4 記載事項の訂正は訂正印を押印することにより足りることとするが、入札金額の訂正は認めない。
- 5 入札参加者は、入札書を入札執行者が指示する時刻までに提出しなければならない。
- 6 入札参加者は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。
- 7 入札参加者は、入札公告等により、見積額に係る積算内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。
- 8 前項の積算内訳書は、返戻しない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書提出前に限り、次のいずれかの方法によりいつでも入札を辞退することができるものとする。

入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届(様式第2号)を入札執行者に直接提出するか、又は郵送(入札日の前日までの到着に限る。)する。

入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。

前号により辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

- 2 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に接触する行為その他不正行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思などについていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札の延期等)

第8条 入札執行者は、天災、地震等により入札の執行が困難なとき、入札参加者が連合し入札が適正に行われぬおそれがあるとき若しくはあったとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者等の立会いのもとに行うものとする。

- 2 入札を行った者がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない職員の立会いの下に行うものとする。

(入札書の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

競争に参加する資格を有しない者のした入札書

同一件名の入札に対する同一人の二以上の入札書

第3条に規定する入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書

入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。

ア 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札書

イ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札書

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

明らかに連合によると認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書

委任状を持参しない代理人のした入札書

虚偽の入札参加資格確認申請書等を行ってした入札書

その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第 11 条 入札者は、入札書を入札箱に投函した後は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立はすることはできない。

(落札者の決定)

第 12 条 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札となるべき同価格の入札をした入札者等が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

4 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない職員がくじを引くものとする。

(再度入札)

第 13 条 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表しているときは、再度の入札は行わない。

2 再度の入札回数は、原則として2回以内とする。

3 入札及び再度の入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約により契約を締結することができるものとする。

(契約保証金等)

第 14 条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は執行規則第 24 条第 1 項及び契約規則第 34 条第 1 項に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第 15 条 入札執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約)

第 16 条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から 10 日以内に入札執行者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

落札者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するとき。

落札者が、執行規則第 7 条及び契約規則第 6 条に規定する競争入札に参加する資格並びに一般競争入札において執行規則第 6 条第 1 項第 1 号及び契約規則第 7 条第 1 項の規定により入札執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。

落札者が三木町から指名停止を受けたとき。

(仮契約)

第 17 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年三木町条例第 21 号)に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者(企業体の場合はその構成員をいう。)が三木町から指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により仮契約を解除し、又は契約を締結しない場合、三木町は一切の損害賠償の責めを負わない。

(異議の申立て)

第 18 条 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、指名通知又は設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(準用)

第 19 条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

委 任 状

今般都合により下記工事（業務・物品）の入札並びに見積に関する一切の権限を

代理人

に委任します。

記

工事（業務・物品）名

工事（業務・納入）場所

以上

年 月 日

住 所

商号又は

名 称

代 表 者

三 木 町 長

殿

様式第2号（第6条関係）

入札辞退届

工事（業務・物品）名：_____

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退致します。

年 月 日

住 所

商号又は

名 称

氏 名

三木町長

殿